

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○中川流域下水道終末処理場四号汚泥焼却炉機械設備一工事に關する落札者等の公示

(入札企画室)

○廃川敷地等の公示

(河川砂防課)

○飯能都市計画区域区分の変更

(都市計画課)

○飯能都市計画用途地域の変更

(")

○新座都市計画区域区分の変更

(")

○新座都市計画用途地域の変更

(")

○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値の変更

(建築指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告

(")

○ " (東松山県土)

○県道松戸草加線の供用の開始

(越谷県土)

○開発行為に関する工事の完了公告

(杉戸県土)

告示

埼玉県告示第千三百六号

WTO政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 落札に係る建設工事の名称

中川流域下水道終末処理場4号汚泥焼却炉機械設備1工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県中川下水道事務所総務・管理

担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番

82号

3 落札者を決定した日

平成19年7月24日

4 落札者の氏名及び住所

月島機械株式会社 東京都中央区佃

2丁目17番15号

5 落札金額

945,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年6月5日

埼玉県告示第千三百七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県東松山県土整備事務所
に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 河川の名称

荒川水系滑川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十九年八月二十八日

三 廃川敷地等の位置

比企郡滑川町大字羽尾字市場四九八六番三、同郡同町大字羽尾字堰場二五七五

番七、同郡同町大字山田字西田二〇六九番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

百四十四平方メートル

埼玉県告示第千三百八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能

都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域

蕨蒲町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千三百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月十七日

指令東整第一八〇一九七一号

二 検査済証番号

平成十九年八月二十三日第五十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字平澤字後谷七〇七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一、七〇七―二、七〇八―一

東松山市材木町一五―五

株式会社 津乃国

代表取締役 鈴木 永治

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成十九年八月十日

第一八〇二〇―一号

二 検査済証番号

平成十九年八月二十二日

第一九〇〇七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字原

一四六四―一、一四六五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田八一

小嶋 良博

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道松戸草加線	三郷市高州三丁目四六五番一地先	平成十九年八月二十八日	平成十四年六月七日付け埼玉県告示第千百二十一号で告示した道路区域の一部供用の開始である。 自転車歩行者道整備工事である。 延長 三八・〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年七月十七日

指令杉整第一九〇〇八三〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月十七日

杉整第七〇四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字原二二六

五一一一、三〇六(仮換地西大輪特定

土地区画整理二十街区一画地)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二一二

株式会社 飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm